

さいたま市監査委員告示第23号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年4月6日付けさいたま市監査委員告示第13号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和 5年 8月 9日

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	三 神 尊 志
同	高 子 景

指摘事項等措置報告書

環境局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 施設部 環境施設管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)新清掃事務所建設(建築)工事 <p>軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員や監督員が設計変更の指示や承諾を行っているが、軽微な設計変更の決定は課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>工事検査の報告に係る手続において、工事完成検査調書を課長の決裁で処理しているが、工事検査の報告に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後は、工事現場連絡票について、「さいたま市事務専決規程」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p> <p>今後は、工事完成検査調書について、「さいたま市事務専決規程」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p>

指摘事項等措置報告書

環境局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 施設部 環境施設管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)新清掃事務所建設(電気設備)工事 <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する前に市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員や監督員が設計変更の指示や承諾を行っているが、軽微な設計変更の決定は課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>工事検査の報告に係る手続において、工事完成検査調書を課長の決裁で処理しているが、工事検査の報告に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、課内での周知を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p>今後は、工事現場連絡票について、「さいたま市事務専決規程」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p> <p>今後は、工事完成検査調書について、「さいたま市事務専決規程」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p>

指摘事項等措置報告書

環境局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 施設部 環境施設管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)新清掃事務所建設(機械設備)工事 <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく手続において、工事に着手する前に市長への通知がなされていないことから、同法第11条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員や監督員が設計変更の指示や承諾を行っているが、軽微な設計変更の決定は課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>工事検査の報告に係る手続において、工事完成検査調書を課長の決裁で処理しているが、工事検査の報告に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、適正な事務処理を行うとともに、課内での周知を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p>今後は、工事現場連絡票について、「さいたま市事務専決規程」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p> <p>今後は、工事完成検査調書について、「さいたま市事務専決規程」を遵守し、適正な事務処理を行います。</p>

指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所 ・東浦和第二土地区画整理事業 道路整備工事(区4.3-40号線外1路線)</p> <p>1回目の工期延長の手續において、工期延長請求書を所長の決裁で処理しているが、工期延期の決定に関することは部長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>高さが2m以上の開口部付近での作業において、墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条に基づき、適正に受注者を指導・監督すべきである。</p> <p>土留めを要する掘削作業において、一部の矢板に切ばり及び腹起しが設置されておらず、矢板の変形等による労働災害などのおそれがあることから、建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)第47に基づき、適正に受注者を指導・監督すべきである。</p>	<p>今後につきましては、さいたま市事務専決規程に基づき技術管理課が作成した文書事務処理一覧表(土木)を活用して書類の決裁区分の確認を徹底し、適正な事務処理を行い、再発防止に努めます。</p> <p>今後につきましては、「労働安全衛生規則」に基づき、適切な墜落防止対策を行うため、所内研修等を通して監督職員の安全意識の向上を図るとともに、受注者に対する指導を徹底し、安全確保に努めます。</p> <p>今後につきましては、「建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)」に基づき、適切な労働災害防止対策を行うため、所内研修等を通して監督職員の安全意識の向上を図るとともに、受注者に対する指導を徹底し、安全確保に努めます。</p>

指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] まちづくり推進部 与野まちづくり事務所 ・南与野駅西口土地区画整理事業 区9 －7号線道路築造外工事（2－2）</p> <p>組立4号マンホールの新設において、マンホールの全深さが5mを超える場合には、3～5m毎に昇降時の安全対策と弁類の維持管理のための踊り場を設けるべきところ、未設置となっていることから、さいたま市公共下水道管きよ設計指針に基づき、適正な設計を行うべきである。</p> <p>週休2日ステップアップ工事の適用において、現場着手日から現場完了日に1か月以上を要する案件が適用対象となっているにもかかわらず、当該期間が1か月に満たない本件工事を当該取組の適用対象とする旨を告示して発注し、結果として週休2日を達成した増額変更を行っていることから、さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）実施要領に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>高さが2m以上の開口部付近での作業において、墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働安全衛生規則第519条に基</p>	<p>今後につきましては、「さいたま市公共下水道管きよ設計指針」に基づき、所内研修等を通して再認識し、適正な設計を行うように努めるとともに、踊り場を設置する方向で進めております。</p> <p>今後につきましては、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）実施要領」について、所内研修等を通して再認識するとともに、設計内容のチェック確認を徹底し、適正な事務処理を行うように努めます。</p> <p>今後につきましては、「労働安全衛生規則」に基づき、適切な墜落防止対策を行うため、所内研修等を通して監督職員の安全意識の向上を図るとともに、受注者に対する指導を徹底し、安全確保に努めます。</p>

づき、受注者を指導・監督すべきである。